

平成27年12月18日

## 平成27年度補正予算（案）について（内閣府）

単位：億円

## &lt;大臣官房政府広報室&gt;

- 国民が直面する喫緊の課題についての国内広報の実施 18.4
- 一億総活躍社会の実現等喫緊の課題についての国際広報の実施 9.8

## &lt;大臣官房番号制度担当室&gt;

- 個人番号及び法人番号の利用に関する広報活動等に必要な経費 4.6

## &lt;政策統括官（経済財政運営担当）&gt;

- サービス業の生産性向上推進に必要な経費 12.0

## &lt;地方創生推進室&gt;

- 地方創生加速化交付金 1,000.0
- 地方創生リーダー人材の育成・普及事業 13.9
- 地方創生推進のための知的基盤の整備 13.4

## &lt;宇宙戦略室&gt;

- 実用準天頂衛星システム整備 50.4

## &lt;政策統括官（防災担当）&gt;

- 災害救助費等負担金 8.9

## &lt;政策統括官（原子力防災担当）&gt;

- 原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化 100.0

## &lt;政策統括官（共生社会政策担当）&gt;

- 地域子供の未来応援交付金等 25.0

## &lt;情報保全監察室&gt;

- 危機管理体制の整備 4.2

<男女共同参画局>

○女性の活躍推進のための地方公共団体の取組促進 3. 0

<沖縄振興局>

○地方創生に資する知的・産業クラスター形成のための研究設備整備等 25. 2

○事前防災のための国土強靱化に資する沖縄振興交付金事業 4. 7

○観光分野における旅客受入体制整備等に係る公共事業関係費 24. 8

<子ども・子育て本部>

○地域少子化対策重点推進交付金 25. 0

○低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援業務 10. 9

○子どものための教育・保育給付費負担金等 110. 1

# 子どものための教育・保育給付費負担金について

平成27年度補正予算(案)額:93億円  
(平成27年度当初予算額:5,930億円)

## 補正予算(案)の概要

- 平成27年8月6日付け人事院勧告に伴う給与改善措置により、子どものための教育・保育給付費についても適切な給与水準を確保する。
- 子どものための教育・保育給付費の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定していることから、平成27年度補正予算(案)においても適切な給与水準を確保することにより、保育士等の待遇改善を図る。
  - ※ 補正予算成立後、給付費の公定価格を改定
  - ⇒ 各自治体から、平成27年4月に遡及して給付費の差額を保育所等に支弁

## 負担金概要

### 事業内容等

#### 【事業内容】

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、支給認定を受けた小学校就学前の子どもが、

- ・ 民間の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際に支給される「**施設型給付**」(委託費)と、
- ・ 児童福祉法に市町村の認可事業(地域型保育事業)として位置づけられた小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際に支給される「**地域型保育給付**」等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

【実施主体】 市町村(特別区含む)

### 施設型給付

- 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付

※ 私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。

※ 公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。

【負担割合 国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

### 地域型保育給付

- 市町村による認可事業(地域型保育事業)である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」にかかる給付

【負担割合 国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

# 保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修について

【新規】平成27年度内閣府一般会計補正予算案 17.4億円

## 事業概要等

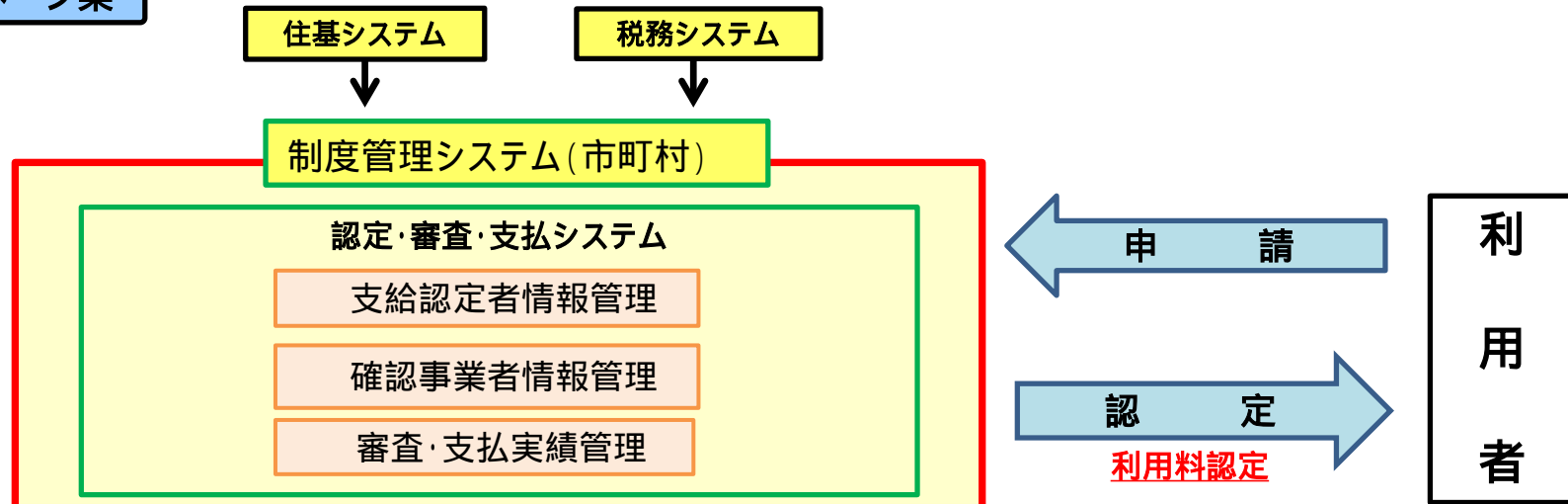
幼児教育無償化(保育所等の利用者負担軽減措置)を実施することに伴い、平成27年度に各市町村で構築した『制度管理システム(子ども・子育て支援新制度のために構築したシステム)』を改修することで、利用者負担額の決定が円滑に処理できるようにすることを目的に、必要な経費の一部を補助するものである。

【実施主体】 市町村(特別区含む) 【補助率】 1/2 (国:1/2 市町村:1/2)

## 補正事由

幼児教育無償化(保育所等の利用者負担軽減措置)に伴い、事業実施にあたり自治体における混乱を避け、早期に自治体における体制を整備するため補正計上する。

## 改修イメージ案



システム改修することで、適切な利用料の認定が可能になる。